

**ファルコナー農業交渉議長ペーパー(仮訳)**  
(2007年4月30日)

**はじめに**

私が別紙で試みていることは加盟国に挑むこと。無償奉仕としてやるわけでも、無鉄砲なやり方でやるわけでもない。この交渉がともかく最終段階に来ているので、そのようなやり方をとるのである。今や、本音の話し合いをする時期。誠実さが我々との間での目的を真剣に追及する気持ちを生み、我々が今、切に望んでいる決断を容易にすることを期待。これが少なくとも皆が求めているものであり、私もそのことを疑う理由もない。このことは、単に加盟国がそのように私に伝えているというだけではない。我々が直面している客観的事実を認めればそのような認識に至る。我々が今後数週間で真剣なモーメンタムを得られなければ、失敗するか、あるいは我々よりも優れた世代が「解凍」できる状況に至るまで交渉全体を冷凍庫に入れるか、いずれかに至るであろう。

議長が持つべき公平な立場を維持し、客観的傍観者であるよう最大限努力している。しかし、何故もっと(交渉で)目に見える動きが示されないのか、若干不思議に思う。自分も交渉の現実を理解しているし、(交渉妥結という)明らかな必要性があるにもかかわらず、それを具現化することができていない。このような状況下で何をすればよいか。交渉の舵を握っているのは明らかに加盟国。自分はじっと座って安全に対応し、これまで動かなかったものが動くのを待っていてもいい。「今度こそ動く」といったことを示唆する動きはいつもある。

実際に動くことを望むし、そうなればそれに越したことはない。妥結させようという意思がないときに議長が果たせる役割が限られていることについて、自分は幻想を抱いていない。解決策を見いだすにあたっての議長が持つ力についても過大に考えていない。分析上は妥当な解決策であっても政治的に支持可能である必要があり、議長がそれを生み出すことは不可能。

あなた方加盟国自身が、議長である私にプロセスをマルチの方向に移行させるべきとの明確な方向性を示した。真剣な議論と決断への向けた意欲を高めるようなやり方で進めるべきと考える。口頭ではマルチを推進すると言いつつ、曖昧なレトリックの後ろに隠れても仕方がない。自分は直接的な方法で試みたが、2つの理由がある。1つ目は、要点に的を絞り、遠回しの言い方をやめることである。2つ目は、私たちが後戻りのできないポイントにどんどん近づいている中、各国は、私自身の考えがどのあたりを

漂流しているのかを知っておく権利がある。各国が物事を決定するすぐ前の段階まで動くためには、私は各国に対して私が皆に知っておいて欲しいと考えていることを言う必要があるし、各国は、私のどこが間違っているのかを指摘しなければならない。これを通じ、妥結時に適切な解決策により近い状況にもっていけるようにしたい。

このペーパーで、私が何をしようとしたのか？

いくつかの分野で、基本的な重力の中心がどこにあると自分が考えているのかを述べてみた。大体の方向性を示したものであり、完全に明示したわけでない。いくつかの箇所では、他よりも、最終的な提案に近いものを明確に書いている。私は議長として中立性を心がけた。このペーパーは、私が公平である、あるいは正しいことである、と考えていることを述べたものでもなければ、多数意見がどこにあるのかを述べたものでもない。これは、私が、合意があるとしたらこういうことである、と考えていることをより現実的に述べたものである。もちろん私は間違っているかも知れない。加盟国には、自分達は何を求めているのかを繰り返すことではなく、もし私の考えが間違っているとすればそれはどこで、合意を得るためにどのようなより良いオプションがあるのかを指摘することである。加盟国の望むところはどこにあるのか私は承知している。しかし、我々が今見分けなければならないことは、現実的にどこで我々が妥結することができるかである。

他のいくつかの分野では、より立場を近づけるための準備として、幾つかの示唆をしている。これらが、加盟国がより実際的なアプローチをとることを促すことを期待している。残された時間は本当にわずかなので、いくつかの論点については、もう一度だけ最後に考え直してみることも有益であると感じている。

これらの、そしてその他の分野で、私は自分の示唆に合意する加盟国はほとんどいないだろうと想像する。そのような案こそが、最善の勧告かもしれない。

このように、本ペーパーは、受身の立場からの観察結果でもなければ、つまらない質問の羅列でもない。そのようなことをすべき時期はとうに過ぎ去った。次の段階は改訂版テキストに向けて動くことが必要であり、本ペーパーはそのための前駆体である。加盟国は、少なくとも、私が改訂版テキストを作成するにあたり、私が物事がどのように動いているのか(あるいは動いていないのか)について、どう見ているのかを、まず知る権利がある。それにより、加盟国が物事を決める際の明確化の助けになればと思っている。一方私の方では、本ペーパーに対する各国の反応によって得るものがあることを期待している。直近の農業非公式会合で述べたように、私が聞きたいのは、本文書

で示唆され、提案されたものでは何故うまくいかないかについての合理的な説明であり、もっと重要なのは、どういう内容ならうまくいくのかということである。単に、賛成、反対と言うだけでは、私たちが前に進めることはできない。

2つの最後の所見。1つ目は、これは第1分冊である。本日までに、枠組みにあるすべての事項について、このペーパーと同様の書き方でカバーする時間がなかった。最終的には全ての事項をカバーすることを約束する。もちろんそうすべきだし、それなしでは一貫した全体像を見ることができない。今後一週間かそこらの内に、今回除かれた事項については次の分冊でカバーする。2つ目は、これは単なる議長ペーパーであり、(これをどう扱うかは)各国のコントロール下にある。各国が気に入ってもそうでなくても、良い。私としては自分が見たままに示すだけである。どちらにしても、常に全てのカードを握っているのは加盟国である。私がドラフトテキストを書く時でも、それを提案するのは私であるが、それを破棄できるのは加盟国である。それは、加盟国にとっての究極的なセーフ・ガードであると同時に、加盟国の究極的な責任の下で行われることある。私の責任はそれよりも小さいが、真剣さでは劣っていないつもり。おそれやひいきなしで、私ができる最善のアドバイスを与えるものである。少なくとも、私はそのような作業を行ったのだと、あなた方が思ってくれば幸いである。

## I. 国内支持

### A. 全体削減

1. 香港閣僚宣言に基づき、私は次の境界を適用可能なものと考えている。

階層	境界(10億USDドル)
1	0-10及び全ての途上国
2	10-60
3	60より多い

2. 次の削減の範囲は、最初の議長テキストでも言及されているが、我々はこれを解決する必要がある。

階層	境界(10億USDドル)	削減率
1	0-10及び全ての途上国	31%-70%
2	10-60	53%-75%
3	60より多い	70%-80%

3. まず、どのように進めようとしているのかから始めたい。私は、皆のポジションが残る

かもしれないという言い方に逃げることで、誰かのためになるとは正直思わない。我々は、官僚的な安全が必要な時期はとうに過ぎてしまった。ありのままに言うことが必要。

4. 我々は、「貿易歪曲的国内支持の実質的な削減」を達成しなければならない。国内支持全体の実際の増加につながる数字が、どのように「実質的な削減」と説明され得るかを考えることは難しい。そのため、我々はどのような結果で合意しようが、第2階層で53%となることも第3階層で70%より低くなることも無いであろうと言うのが妥当だと思う。率直に言って、これらの数字はもっと上でなければならないだろう。
5. 米国から始めることとする。率直に言って、貿易歪曲的国内支持全体について、米国がこれまでより多く支出することがこの交渉で認められるとは考えられない。これは勇敢なステートメントであるかもしれないが、これはおそらく当初思い浮かぶ理由のためではないだろう。勇敢と言えるのは、加盟国のこれまでの交渉における実績－加盟国全体としての実績－を見ると実はそれ(米国にこれまでより多くの支出)が認められることを示唆しているからである。結局、米国に－2004年7月の枠組み合意において－それ以前は有していなかった220億ドル以上を潜在的に支出し得る権利を与えてしまったのは加盟国全体であるということは紛れもない真実である。
6. しかしながら、加盟国が同じことをするとは思わない。どのような理由が過去にあったとしても、このプロセスのオブザーバーとして客観的な立場からは、現時点において、加盟国がそれを受け入れる可能性がわずかでもあるとは信じない。
7. 従って、米国にとっては、貿易歪曲的国内支持の数字は、単純に220億ドルより低くなければならない。私の推測では、もし、今年中に交渉が合意するのであれば、その数字は100億台となるであろう。これでは、依然としてかなりの裁量の幅が残っていることになるが、その幅はすでにかなり狭くなっていると信じている。
8. いくつかの加盟国が非常に低い100億台を主張していることは知っている。議長としての私の感覚ではそれは想定しえないものではないが、交渉上は非常に困難であろう。可能性を排除することはできないが、その数字の実現のためには、先進国と途上国の両方が、これまでの発言からはとても想定しえないような市場アクセスにおける政治的なコミットメントを必要とするであろう。
9. 反対側から見れば、非常に低い100億台が可能であるとするのが非常に困難であると同様、米国が現在－全体削減の中で－AMSから青への大きなシフトをしよう

としているという明白な事実を踏まえても、米国がウルグアイ・ラウンドで約束した水準、つまり190億ドルで合意することも非常に困難であると考ええる。しかしながら、それはまた、190億ドルより低い数字の妥当性を裏付けるような市場アクセスと輸出競争の結果が得られることが未だ想定されていることが前提となる。

10. 私は、市場アクセスと国内支持を考慮に入れて、何が可能かについてある判断に言及してきた。これらの事項の間に関連はない—又は関連させるべきではない—と言いたがるいくつかの(又は場合によっては多くの)加盟国がいるだろう。私は、それがまるで枠組み合意の下での法的事項であるかのように、どちらかに決めるような専門的事項を議論しようとしているのではない。その種のつべこべした議論のための時期は、とっくに過ぎ去った。現実には、広義での政治的関連は明白にある(つまり、数学的な正確性を持って加盟国の約束の全ての詳細に適用されることない。そして、もちろん1ドル単位の交換方程式ではない。)ことは強調せざるを得ず、皆がそれを知っていて、たとえ公にはそれを否定したとしても、私的な議論の中ではそれを前提に行動している。私が強調したいのは、この関連は当然(市場アクセスと国内支持の)双方向に存在することである。
11. とはいえ、市場アクセスだけが問題であるということは単純化し過ぎであろう。全体の数字と国内支持にどのような「規律」として課せられるもの(しかし、結局は、特に品目別国内支持についてはそれらは「数字」でもある)の間のバランスがどうなるかが問題でもある。以下を読めば、これらの主な2分野に関して、どこに重力の中心が置かれているのかということについて、私が最大限努力して考えた結果が以下のとおり。少なくとも實際上、有効な又は暗黙の取組ゾーンがどこにあるか、と自分が考えるかを表現するのに最もよい方法として、私はこの「重力の中心」という概念を用いている。つまり特定の一点ではなく、「上」「下」に伸縮しうるパラメーターを有するものである。「上」「下」する可能性があること、また交渉上のリンケージを考えると、私の読みとしては、米国の貿易歪曲的国内支持に関して、実際の議論の重力の中心は、190億ドルより確実に低く、かつ、非常に低い100億台より高い水準のどこかにあることは確かである。
12. 私の理解では、EUはすでに75%まで削減する用意があることを示唆していると承知しているが、それが適用されれば、貿易歪曲的国内支持の数字が275億ユーロまで削減することとなる。しかしながら、これは、EUが10%のマージンを米国に対して確保することをいわば条件としたものであると述べられたものであると私は理解している。EUが、国内改革によって、80%を超えることが少なくとも「技術的に」可能であるとの分析も見えてきた。しかし、これは、技術的な理由というより、むしろ結果の

「バランス」という政治的な観点から、ありえないオファー(stretch)だと私には思える。しかし、その政治的な配慮がいかなるものか総合的に推測し、様々な交渉上の動きを考慮に入れると、EUは最終的に最小限70%を超える削減とならなければならないだろうし、75%－80%付近の削減率も、もちろん国内支持及びその他の柱において何ができるかにもよるが、少なくとも理論上は交渉の範疇にある。

13. 日本の場合には第2階層にあるが、第2階層及び第3階層がどのような削減結果になろうとも、米国やEUの最終的な制限を反映しながら、日本は(全ての他国と同様に、交渉上、全体の十分なバランスがあることを前提として、)少なくともこのような結果に問題なく合わせるができるであろう。
14. 香港閣僚宣言ではAMS約束を有していない開発途上国は貿易歪曲的国内支持における全体削減から免除されるべきであると明記されている。これは所与のものである。しかし、開発途上国一般がどの程度の削減であるべきかという問題は、明確に解決されていないままである。完全な免除が与えられる途上国の範囲(つまりAMS約束を有していない加盟国)がこれだけ明確に特定されていることは、ある明白な合理的考え方を示している。すなわち、AMS約束が全くないという条件が満たされてのみ一定の乖離が許される、ということを反映しているように私には思える。しかし、国内支持のS+D(特別のかつ異なる待遇)に関してはより一般的に、「作成されるモダリティは、…より低い削減係数を含むであろう。」という方向性を枠組み合意は示している。香港閣僚宣言にある条件の特定性に鑑みれば、完全な免除は香港閣僚宣言にあるケースに限られるが、開発途上国にとっての削減率は先進国よりも低くなるべきとすることは問題はないだろう。どれくらい低くする必要があるのか？私は2/3がよい具合であるとの感覚である。加えて、より長い実施期間も認められよう。これらが共に与えられれば適切なのではないか。しかしながら、それでもなお、これが特定の開発途上国に対して不均衡な影響を与えるのだとすれば、適当な柔軟性が見出されることとなろう。

## **B. デミニミス**

15. 先進国は少なくとも50%削減を行うことは合意済み。この点を確認としたかつ最低限の作業仮説としたい。数値を上げることが求めることも可能であろう(80%が言及されている)。しかし、私はむしろ、削減率は最低 50%とし、AMS および青の政策を含む十分な全体的削減を行うために、追加的削減を行う、とすることのほうが効果的と考える。交渉の現状を反映しているからである。技術的には、この分野には未使用の枠があり、その未使用の枠が今後使われることが果たしてあるのかは極めて疑わしい。従ってデミニマスについては、いったん AMS や青の政策の数値、規律が決

まれば、政治的に「売れる」数値が何であれ、それを達成できる余裕がある。

16. 枠組み合意において、途上国のうちデミニミスのほとんどを自給自足農家および資源の乏しい農家のために使用している場合は削減から除外されることが明白。香港閣僚宣言では、さらに AMS 約束を有していない途上国はデミニミス削減から除外されることが決まった。これら二つの基準を満たさない途上国一般については、マンドートはS&Dの原則を考慮した削減とすべきとしている。このような国について、何も(配慮)しないということは枠組み合意にそぐわないが、一方で、削減約束からの完全な除外は、非常に特別な立場にある国々のために用意されたものであった。(さもないければ、最初からすべての途上国が対象という表現で足りたはず)。答えはその中間にある。全体的削減を確保するために、先進国の約束の 3 分の 2、つまり30%削減と追加的約束(必要な場合)を行うべき、ということが適切であると考ええる。

### C. 総合AMSの約束水準

#### 境界と削減率

17. EUが最上位階層、米国および日本が第2階層、その他の全ての国が最下位層に位置づけられるというのが私の作業仮説である。現状をより忠実に表したものであると思うので、作業目的で上位の2つの階層の削減率を、香港閣僚宣言の時のサマリーから修正する(注1)。何らかの最終的な決定がない限り、かつ、決定があるまでは、これは私の作業仮説であり続ける。

階層	削減率
1	37~60%
2	60%
3	70%

(注1:もちろんこれらは条件付きの数字である。例えば、EC は最上階層で 70%まで動く用意があると示しているが、これは米国が第2階層で60%まで動く場合にのみ受入可能としている。しかし、米国は、EC が(未だその用意があると示してはいない)83%まで動く用意があるならば、その場合にのみ 60%まで動く用意があることを示しているのみである。)

#### 追加的努力

18. その作業仮説について(もちろん、作業仮説が変更されれば、これも変更されなければならないが)、第2階層で達成可能な「追加的努力」は、第3階層における削減と同等の結果を達成するものに少なくとも非常に近づくことになると思える。

19. 途上国に関しては、先進国の削減の3分の2程度となるであろうと考える。また、より長期の実施期間も認められる。ある特定の国々に明白な不均衡をもたらすと考えられる場合は、適切な修正が適用されうる。農業協定第6条2項へのアクセスは引き続き認められる。

#### *品目別 AMS 上限*

20. 先進国に対し、1995-2000年の水準を基準とした品目別上限を設けることには強い支持がある。アメリカはこれに反対し、1999-2001を主張している。この期間の違いにより、品目によっては支出できる額が大きく異なる。

21. このことについて、未だ合意がなく、これは基本的な問題である。ソロモン型の見識表明を検討する前に、3つの選択肢を提示し、問題に焦点を当てたい。

22. 第1の選択肢は、もっとも単純なものであり、つまり米国が他国の主張する1995-2000年を基準期間とする案を受け入れるというもの。この選択肢の修正版もありうる。つまり、米国が、1999-2001年を基準とする品目別上限から開始し、実施期間の最後までに1995-2000年を基準とする水準まで受け入れるというものである。

23. 第2の選択肢は、恒久的かつ実質的な妥協ではあるが、少なくともある種の理屈はもったものである。例えば、(支出額が相対的に高い)1999-2001年の期間における品目別の相対的なシェアを用い、これらのシェアを1995-2000年の期間の全体の支出額に適用するというもの。品目別上限は、両方の期間の間の中のものとなる傾向を示すだろう。

24. 第3の選択肢は、1995-2000年を基準期間とするが、特別な条件を付したある程度の柔軟性を与えるもの。例えば、実施期間中に2つ以下の品目に例えば10%の超過を認めることとし、そのうち1つの品目について(超過が実際に)適用されたら、3年間は適用することができないとする。

25. 解決すべき問題は(比較的重要ではないにせよ)まだ他にもある。品目別“上限”はまさに”上限“でしかなく、AMS削減の主要な手段ではない、ということが指摘されている。削減は基本的にはAMS削減モダリティを通じて行われなければならない。上限は上限である。このため、基本的に基準期間の論理は公平の問題である。上限を上げるにしろ下げるにしろ、都合よく変えるための手段であってはならない。上限は公平かつ合理的に設定される必要がある。



26. このような観点から考えると、いかなる基準期間であっても硬直的に適用すれば、不合理な結果をもたらす。極論を言えば、加盟国がAMSの“権利”を概念上持っていたとしても、選択した期間において全く使用しなかったということも起こり得る。たとえ公式にAMSの権利を有していても、実質的には完全にそれを奪うことになる。そのような状況について、「仕方がないね」という反応もあるかもしれないが、実際には、そのようなこと(AMSの実質的な削減)はAMSの直接かつ正式な削減を通じて実現すべきことであって、(上限を課すことの)間接的効果として実現することではない。もちろん、極端なケースであり、そのようなことが起きないことは思うが、他にも限られたケースではあるが、(同様の)不合理は起きうると考える。

27. 規律の趣旨そのものを形骸化させずにあらゆる状況に対応することはできないが、2つの状況については対応することが適切であり、それらに考慮を与えても世界の終わりということにもなるまい。1つめは、基準期間において品目特定デミニミスの水準以下の支出しか行っていない場合。“通常の”状況下では、変動があり、この水準を越えることもあろう。そこで私は、そのような場合については、引き続きAMSの権利は認めつつ、「かつての」デミニミス(つまり、生産額の5%)より高くない水準とすることを大ざっぱなルールとして提示したい。

28. 2つめは、基準期間としてどのような期間(どんなに遅くても 2001 年まで)が設定されるにせよ、その期間後にデミニミス水準を超える品目別AMSがあった場合である。この場合1つの選択肢は、“仕方がないね”アプローチ;つまり基準期間は基準期間(であり、ルールに例外はないというアプローチ)である。しかし、基準期間は本来、手法でしかなく、不自然な結果をもたらすのならば、適切な役割を果たさなくなる。これらの理由から、私はこのような産品については、基準期間後に通報された直近 2 年間の平均を適用することを提案する。

29. 途上国については、枠組み合意にあるとおりのS&Dが必要。これを“上限”に当てはめた場合、相応の柔軟性を認めることを意味する、と考える。率直に言って、これは成功と失敗を分ける程の問題ではないと考える。たとえば先進国の基準期間が、1995-2000年の6年間となった場合、途上国が選ぶのであれば、それと同じにすることもできる。しかし、途上国にはいくつかの選択肢から選ぶ権利を認めるべきと考える。基準期間をより長くとること、例えば 1995-2004 年とすることも考えうるであろう。この案に固執するつもりはないが、これは期間設定で3分の1分の柔軟性を与えることに該当するであろう。もう一つの選択肢は、品目特定デミニミスの上限の 1.5~2 倍を上限とするオプションを途上国が選べるようにすることである。

## D. 青の政策

30. 最終的には先進国に現在認められている青の政策全体の上限を5%から 2.5%へ引き下げることで合意するだろうという仮説を立てている。これが、実施期間の初日から適用されるのか、実施期間の最後に達成されるのかは決められていない。これについて、複雑な選択肢を設ける理由は見当たらない。どちらにするかの明確な決定を行う。

### 全体上限からの1つの加盟国の例外

31. 青の政策(これは旧青の政策のみに関連すると強調されるべき)が貿易歪曲的国内支持において不釣り合いに大きい割合を占める加盟国にとって、上限の設定は黄から青への移行を抑制する意図しない(かつ不適切で)実質的な影響があり得るということは長い間理解されてきた。

32. 基準期間における貿易歪曲的国内支持の 40%以上を青の政策としていると(必要とあれば)定義し得る加盟国には、2つの選択肢があると考ええる。その国は 2.5%の上限で約束されない。しかしながら、「代償」の約束として、青の政策について、先進国の貿易歪曲的国内支持全体の削減と同等の削減を受け入れるか、AMSの削減と同じ削減を受け入れるかである。

### 他の規律

33. これに関して、政治的な選択肢を過度に複雑にすることにはあまり意味がない。何カ月にも渡る議論があったが、要するにポイントは次の基本的な決定をすることに尽きる;直接的であれ間接的であれ、個々の品目レベルでも効果的に抑制するの可否かということである。結局のところ、このような規律に「賛成」の理由が全て特定の品目に対する「過剰な」補助金支出を避けるということに帰し、全ての「反対」の理由がこのような規律が過度の「押し付け」、つまり個々の品目レベルで過度に抑制的であるという考え方に帰するということである。

34. 真剣な選択肢に焦点を当て、我々が直面する選択肢を解明するより複雑にする幅のある主張や提案を避けることが必要であると考ええる。

35. 分析上、一つの明確な選択肢は黄の政策(AMS)に関するのと同じラインで、品目別上限を設けることである。もちろん、旧青の政策の下では支出の過去の実績があることに対し、新青の政策については過去の実績に欠けているという違いを前提に、このアプローチの適用にはいくつかバリエーションがあるはずである。EUは、旧

青の政策についての支出の過去の実績に基づく品目別上限を受け入れる用意がある。従って、URの実施期間(1995-2000)での支持の平均が上限とされるであろう。

36. これは、純粋に技術的な意味でそのような支出の過去の実績がないパターンがない米国には適用することができないであろう。しかしながら、純粋に技術的な意味では近い代替手段がある。例えば、国内法令で定められる最大の支出額の各作物のシェア(パーセンテージで表される)に青の政策に利用可能な総支出額を掛け合わせることで、上限を設定できるだろう。さらに例えば10%の超過マージンを与えることもできよう。しかしながら、米国は、過度に押し付けであるという理由で、これまでこのような具体的なアプローチを考慮しようとしてこなかった。

37. この種の品目特定性が立入禁止区域であるならば、純粋な青の政策の規律としてはあと一種類しか残されていない。つまり、「集中排除」と呼ばれるようになったものである。これまで主張されてきた一つの選択肢は、どの品目に関しても青の政策全体の上限に占めるある一定の割合を超えてはならない、という規律である。

38. しかしながら、上記のように、結局はどのぐらいの補助金が特定の作物に支出され得るか、されるべきかという問題である。それは支出額全体が1つか2つの品目に集中するのを防ごうとすることである。実際、この「集中排除」の題目の下、あらゆる種類の並び替えと組み合わせが考えることができる。しかしながら、もし品目別支出額を設定する見込みがないのならば、事実上の品目別上限を設定するための1つの手法に過ぎない、いわゆる「集中排除」と呼ばれる各種の方法も同じく設定の見込みはない。そのことが見抜けない人はいないであろう。だから、これをより複雑にしても意味はほとんどない。どのような方法であるかはさておき、上限を決めようとする本当の意欲があるのだろうか。

#### **E 統合された黄と青の品目別上限**

39. これらの問題すべてを避けてしまおうということに最近関心が出てきているのは、このためであろう。こうした発想から、以下で見るような、いわゆる「統合された」青と黄の品目別上限という提案が出てきている。

40. これが実現する場合には、一定のセーフガード措置が必要となろう。最も重要なことは、AMSの品目別上限を単に回避するためだけの措置としてはならないということである。ではどのように回避されるべきか。

41. 「統合された」上限であっても、それでもなお、AMSと青の要素から構成されなけ

ればならない。よって(少なくとも分析上は)、「統合された」上限を構成する構成要素にいきつく。したがって、純粹に解析的な要素は、上述したようなAMSと青の要素のとおりであり、ここですべてを繰り返すことはしない。

42. 加えて、これにより品目別AMSの規律(それ自体がどのような内容になろうとも)を浸食してしまつてよいとはこれまで誰も示唆していない。これは、あくまで「全体の」削減約束の範囲内での更なる枠として機能するものとなるだろう。言い換えれば、加盟国はAMSに認められる額をフルに使用することができるが、青に認められている額をAMS目的のために使用することによって、AMSに認められている額を超えることは許されないのである。
43. しかしながら、それは逆の方向に作用しうる(實際上、正確にそのように意図されている)。言い換えればAMSに認められている額を青の中で「使う」ことができるのである。このモデルでは、唯一の現実的な問題は、使うことが認められる額をどの程度とするかということである。AMSに認められる額の移行可能性にどのような制限を適用するのか？
44. 前提として、全体の青の政策の上限は、依然として有効である。従つて、たとえ加盟国が公式にはAMSの枠を全て青の政策で用いる権利があるとしても、実際には、そのようなことをすることはできないだろう。青の政策全体の上限が適用され、そのようなことが起こることを排除するため、公式に与えられた権利を包括的に行使することはできないのである。
45. しかしながら、それでもなお、青での品目集中は許容されるだろう。実際、表面上は、青の政策が独立の規律を課される場合以上に、それ(青での品目集中)が起こりうる可能性が大きくなるだろう。(「青」と「黄」の統合)スキームの下では、純粹な青に加え、AMS枠にも青の政策を投げ込むことが可能となるので、この理屈を理解するのは困難ではないであろう。黄色は青よりも市場歪曲性があるため、それにはある一定の論理はあるが、それでもなお問題があると考えるのであれば、これを取り扱うための唯一の方法は、統合して認められている額に対して、さらなる条件を加えるということであろう。

## II. 綿花

46. 香港閣僚宣言において、綿花に対する貿易歪曲的国内支持は、「一般のフォーミュラがどのようなもので」合意されようが、「それよりも野心的な」削減を行うこと、およ

び、他の産品よりも短い実施期間を適用することが明らかにされた。

47. 香港閣僚宣言は単に他の産品「よりも多く」とではなく、「より野心的に」といった。つまり、若干の追加的な約束では不十分であり、(追加的約束)自体が野心的な性質を有していなければならない。「野心的」であるかは「一般」との比較で測るべきであり、全体として野心的であればよいというものではない。
48. もちろん、ここで重要なことは、何が「一般のフォーミュラ」となるかである。問題はAMSと青の政策である。もちろん国内支持の全体的削減の数字もある。これらは何も決まっていない。しかし、明白なことは、他の品目の品目特定の削減でどのような決定がされるかにかかわらず、綿花については品目特定の削減がない限り、枠組み合意や香港閣僚宣言は意味をなさないということである。
49. AMSについて、品目特定の削減よりもむしろ「上限」について議論している(枠組み合意は「いくらかの」削減を行うとしかしていないにもかかわらず)。(綿花の)AMSの削減については、厳密に言えば、香港閣僚宣言の字句を合理的に解釈する唯一の方法は、フォーミュラと関連付けることである。先に述べたとおり、最終的な結果がどこになるにしろ、第二階層の国については、60%削減、第一階層の国については70%削減が最低限得られる。
50. 青の政策については、品目特定のするかどうか決まっていない。私たちが決めない限り、そして決めるまで、一般的な青の政策の50%程度の削減と関連づけるしかない。品目集中回避の規律があれば、それは(綿花の青の政策削減を考える上で)もう一つの基準になるかもしれない。
51. 全体的削減については、我々はまだ交渉中であり、現在公式にテーブルに載っているものよりも、最終的には高くなると考える。
52. (綿花問題の)推進派から具体的な提案が行われており、それは、香港閣僚宣言の必要基準を達成しうる役割を演じている。加盟国が求めていることをそのまま手に入れることは滅多にないこと以外に新たに付け加えることはない。しかし「一般の」ベンチマークの詳細は上記のとおりであるといえるのであれば、綿花については大まかなゾーンについては持っている。それは、推進派の具体的に提案と、一般品目よりも明らかに「野心的」であるといえる水準がそのゾーンにあたるであろう。なお、一般品目について具体的な提案は上述のとおり(第二階層の国にとっては、AMSは少なくとも60%、全体削減は53%よりも大きな削減)。

53. もちろん、我々は統合された青の政策と AMS の上限を採用するのであれば、「一般」の新たな潜在的ベンチマークを提供しえる。

### **Ⅲ. 輸出競争**

#### **A. 輸出補助金**

54. この合意の実施は 2009 年1月以前には行われぬということは今や避けられないと思われる。このため、テキスト案は、中間時点が 2011 年の中間に移るということを含めて、修正される必要がある。2013 年ということ維持するのであれば、実際上、5 年の実施期間があることになる。「実質的な部分」は実施期間の最初の半分の期間までに実現されなければならない。私の大雑把な感覚では、中間年までに 50%～2/3 の間くらいの成果が達成されていることになるだろう。しかしながら、2年半で分割し、中間時点が年の途中にくるという奇妙な状態であるということは、次のような分別のある結論に至るかもしれない。すなわち、50%削減を2年目(すなわち 2010 年)の終わりまでに達成し、残りの 50%を最後の3年間に達成する。

55. 上記のことは、実質的に支出額についてのことだと考えている。我々は、支出額対数量のコミットメントという点で大きく意見の開きがある。数量に関しては、はっきりと対立する見解について解決する必要がある。この点の交渉はまだ多くが未解決であり、この分野の他の要素と無関係というわけではないと思われる。この時点での私の所見としては、現行の農業協定には、金額のコミットメントに加え、数量についての一定のコミットメントもあるということである。このことは一般原則としてそうあるべきと言っているわけではなく、今後の我々の実質的な出発点を考える上での事実を述べているにすぎない。体系的にも、又はその他の交渉上の観点からしても、この交渉において、以前の具体的なコミットメントを撤回する形になる(規律を緩めるという意味で)と推測することは現実的でない。このため、仮に今後数量の削減が必要ないという見解が最終的に一般的となるとしても、最低限、現在の数量についてのコミットメントが実質的下限となるであろう。

#### **B. 食料援助**

56. モダリティ案の付属書Kに含まれる食料援助に関する新規案には相当数のブラケットが含まれているが、相違点は比較的小さなものであるか、比較的明確な判断を要するものである。判断すべき時がまさにきている。

57. あらゆる状況下でのあらゆる食料援助に適用される一般的な規律がいくつか必要。

このような規律とは、(1) ニーズに基づくこと、(2) モノやサービスの商業的輸出に結び付けられないこと、(3) 援助国の市場開拓目的と結びついていないこと、であるべきである。食料援助が完全無償の形態で供与されるべきか否かにつきこれまで見解の相違が見られた。しかし、食料援助が有償で供与されるべきとの考え方については支持がほとんどない。また、いずれにせよ、例外的な状況の場合の対応は輸出信用に規定がある。よって、一般的な規律として認められるのは食料援助は完全無償の形で供与されるべきということであろう。

58. WTOの食料援助のルールの中に緊急援助の定義も含めることにつき、一定の支持がある。しかし、WTOはこのような問題につき判断をする権限を持つとする立場にはないことは少なくとも明らかである。そのような問題についての専門性もなく、国際的枠組みの中で判事役、陪審役を務めることが役割でもないで、クレディビリティがまったく無い。検討されている定義はWFPの定義(WFP/EB. 1/2005・13とWFP/EB. 1/2005/4-Rev1))であるが、WFPは過去に異なった定義を用いたこともあるし、他の国際機関は若干異なる定義を用いている。食料援助を執行し、届けることに責任を有する者が用いている定義をオーバーライドする説得力のある理由がない以上、定義についてはWFPの定義を参考として用いることが合理的。

59. どの機関が緊急事態を宣言できるか、という点については、現行国際法ははっきりしている。主権国家ないしは、例外的な状況においては国連事務総長ということになっている。我々がこれをひっくり返そうというばかげた試みをしようとしていないことを前提とすれば、(我々がつくる食料援助の)ルールはこのことを尊重しなければならない。

60. より実際的な問題はセーフボックスへの該当を発動するにあたり、これをいかに運用するかという問題である。緊急援助に関連するプロセスにおける重要なステップはニーズ評価と緊急援助要請である。我々にとってはこれらのステップのためにどの主体が権限を有するのかということが論点となっている。

61. 関連する国連機関(WFPや国連統一アピールを含む)、赤十字国際委員会、国際赤十字社、国際赤月社が主体となるべきということに対し、説得力のある形での反対には接していない。よって、これらは当確である。これらは発動主体としてまず認められるべき。自分としては、関連する国際的政府間機関も真に国際的である場合において問題があるとは思えない。

62. より疑問が投げかけられてきたのは次のケースであろう; 緊急事態が存在する国、

関連する地域的人道的組織、非政府人道組織、民間の慈善団体。

63. すべての緊急事態が、次のような時系列で常に発生するのであれば、セーフボックスに関するWTOのルール作りももっと容易であったかもしれない；事態の発生、緊急事態の宣言、ニーズ評価、認知された機関による援助要請。しかし、現実世界はそこまで予定通りにはいかない。理想的なプロセスを踏まない限り行動がとれないということにより、非現実的かつ人道上も考えられない状況が現実には発生する。これを否定するような説得力のある議論には接していないし、逆に否定しえないような実例が挙げられている。ルールを作った結果、実際の効果として緊急事態への真の人的対応の妨げとなってしまったならば、それで仕事をしたつもりになるのはばかげているであろう。
64. したがって、国連機関による宣言やニーズ評価等の前に緊急事態に対処する必要が過去にも生じているし、今後とも生じうることを否定することはできない。通常、そのような援助は被援助国政府の要請により発動される。しかし、被援助国政府が要請をしないものの、否定しがたい緊急の人的に必要な状況も発生しうる。そしてそのような状況について国際世論に知らしめるのがNGOである場合も十分ありうる。したがって、セーフボックスについて、このような状況を想定した規定が必要。このような状況は通常ではないにせよ、追加的な通報義務や事後に上記で認められた機関による緊急事態宣言があることを要件とした上で、想定しておく必要がある。
65. 地域的政府間機関については、抽象論では決着できない。具体的なリストが必要。(ある加盟国がリストへの掲載を求め、これに対し、)他の加盟国が正当な理由をもって反対しないかぎり、推薦された機関はリストに掲載されることとする。答えが分からないときにはいつでも専門家に聞けばよい。(専門家から)ある機関がリストに掲載されるべきかどうか勧告的意見を聞くのがよいのではないか。
66. NGOという概念については一定の理解があるように感じるが、用語としてその意味するところが不明確になりがちであるため(「民間慈善団体」も同様)、(名目上は異なっている)実質上は商業団体である団体も含めてしまうことにならないかという懸念がある。これは適切なドラフト作業を通じて解決されると考える。NGOや慈善団体は国際人道機関の目から見て認知された実績、役割があるものと定義されるべき。また関連国連機関等によってポジティブリストにおいて明示的に認定されていない限り、商業ベースないしは商業上の影響力を有する機関は該当しないこととすべき。また、我々自身によって判断がつかない場合は当然関連国際機関等のアドバイスを求めるべきである。



67. 最後に、セーフボックスにかかわる論点としては、緊急食料援助の期間、より正確にはセーフボックスの食料援助としていつまで援助を行うことができるのかという問題がある。一定の期間を事前に定めておくことを望む声が依然あるが、緊急事態が存在するか否かについて判断する知見がない以上、いつ終焉したかについても知見はないはずというのが論理的。ニーズ評価や緊急援助要請につき責任を要する、認められた機関が決めるべきことである。緊急状態が終焉したかどうかにつき明示的な判断が不在である場合には、加盟国は関連する国連機関・国際人道機関に判断を求め、WTOはその判断に従うこととするのが適切かもしれない。
68. 非緊急時の現物援助について、全廃し、完全な現金援助によって代替すべきであるということを多くの加盟国が強く主張していることは十分認識している。しかし、この点につきまったく進展は見られておらず、今後数週間や数ヶ月の間にそのような結果になるとは思えない。よって次の二つのアプローチがあろう。第一は現物支援に対し厳しい規律を課すというもの。想定している規律とは、国連や赤十字等の機関によるニーズ評価に基づくこと、(食料供給につき)脆弱性が指摘されている地域を対象が絞られていること、具体的な開発目的、栄養上の必要性を満たすためのものであること。FAOの余剰処理委員会等、直接の責任を有する機関が追加的規律をすでに検討しているかもしれないし、これから検討することも可能であろう。今後の状況にしたがって柔軟な対応が必要であろう。第二のアプローチは、将来的には現金ベースに移行していくことが望ましいことの確認である。このような確認に加え、そのような目標へ向けた努力を行うことについてのコミットメント及び4年後にこれらの規律を見直すこともありうる。さらに、現時点では全廃までいかないまでも見直しが行われる4年後までに一定の割合を現金による援助とすることについてのコミットメントを行うこともありうる。
69. 食料援助の再輸出についてはほぼ収斂をみている。防止されるべきはB国に対する食料援助であったはずのものがA国に商業ベースで売却されること。しかし、国連プログラムの一環で、B国に対する食料援助がC国に移動することは妨げない。
70. 残された時間を考えると、現金化を完全に廃止することにつき合意が得られるとは思えない。次のような規律を設けるのが残された選択肢であろう。食料援助物資の輸送に直結した活動、あるいは農業生産の調達が目的である、特別な状況下でのみ食料援助の最終受益者が必要に応じ現金化を行うことを認められることとする。さらに、主要な国連人道機関と被援助国の指揮下に入る、ないしは最低でも監視およびコメントを受けることとすることもありうる。これは、商業代替のリスクや、現地食料生

産の意欲をそぐことを最小限にとどめることを目的としている。現金化についても4年後に関連機関の評価も踏まえ、規律を見直すことも可能。

71. 特に非緊急食料援助及び認定前に実施された緊急食料援助について、規律と合致していることを確保するためのモニタリングや監視のシステムが必要。事前・事後の通報に加え、ルールに従うことを確保するためのメカニズムが必要。

### C. 輸出国貿

72. 短い一般的な冒頭の記述のあとに、国家貿易の定義、輸出補助金、政府融資、損失補償及び独占権に関する規律、特別かつ異なる取扱い、モニタリング及び監視に関する本質的な規定について記述することを引き続き想定している。冒頭部分に関しては、[] (ブラケット) を含まないという、(自分が提示した昨年6月の) モダリティ案の中では数少ない部分であるし、この部分を変更する必要は感じない。
73. 輸出国貿企業企業の定義に関しては、実に明快な選択肢がある。(1) ガット第17条の注釈で示されている最近の定義を使用し、農産物の輸出に関連している輸出国貿企業であることを示すためにわずかに修正するか、又は、(2) 大胆に、農産物貿易の面で優遇措置を付与されている企業や、排他的又は特別な権利、特権、優遇措置又はこの種の概念を事実上享受する企業を含むようにこの定義を拡大するかのいずれかである。率直に言えば、私は、既に十分確立された定義に対して実質的な変更を加えることには慎重である。実質的な修正された定義がどのようなものとなるのか誰も分かっていないと感じるだけにそう考える。また、様々提案されているようなより広い定義において、何が含まれるようになり、何が定義から外れるのかについて説明することはもちろん、これが実行上、不注意に国貿企業と私企業の区別を混乱させるのではなく、国貿企業を私企業と区別する信頼に足る方法であると説明することが大変困難である。よって、説得力のある反対の主張を聞かない限りは、私は慎重な選択肢を選ぶ。
74. 農業に関して見込まれるモダリティ案において提案された、輸出補助金の撤廃についての規定振りには全く反対意見がないので、私の作業仮説としては、それで進めるということである。
75. 政府融資及び損失補償については、依然として、政府融資及び損失補償によってカバーされる手法のリストが網羅的か又は例示的なものかについて意見の不一致がある。政府融資又は損失補償が主要課題なのであれば、これらこそが主要な義務となる。その後を考えるべき手法の特定は、議論を明確化するためにある。このため、

それらに関する事前での仮定の議論はあり得ない。(リストに掲載する手法に加え)他にどのような手法があるのか分からないが、ポイントは間違いなく、主要なカテゴリー(政府融資又は損失補償)が適用可能であることであり、(リスト以外の)他の手法も直ちに思いつかないにせよ、排除されない。これはパネルが事実関係に基づき、判断すべきことであろう。よって、政府融資及び損失補償の下での実施リストは例示的であり、網羅的ではないとするのが望ましい。

76. 輸出国貿易企業が独占権を持つことが許容されるべきかどうかという点に関しても決断が求められている。独占権の使用は禁止されるべきとの強い見解がある一方、独占権は禁止されるべきでないという同程度に強い見解がある。香港閣僚宣言の表現では禁止に言及せず、将来における独占権の使用についての規律に言及しているが、宣言では全ての形態の輸出競争の撤廃に言及している。私は、最初のドラフトテキストにおける(実質的に貿易を歪曲する市場独占の使用は禁ずるという)最初の選択肢は、枠組み合意及び香港宣言と一致していると考ええる。そして、私の作業仮説としては、それは最低ラインとなるであろう。私の感覚としては、我々は最終的に、それ以上に(規律を)強化するであろう。私がよりはっきりしないと感じている点は、関連企業全般につき輸出独占権を包括的に禁止するのか、あるいはリストに記載された企業のみにつき禁止することとするのか、ということである。いずれにせよ、2013年までに実施することとなる。

77. マンデートによれば、国内の安定的な消費者価格の維持や食料安全保障の確保のために特権を享受している途上国の国家貿易企業の独占的地位の維持について、特別の配慮を払わなければならない。仮に、すべての加盟国が独占的地位を持つ輸出国貿易企業を有することが許されるのであれば、このことは対応が不要であろう。しかしながら、仮に、私が提案するように、輸出国貿易企業の独占的地位が撤廃される、又は少なくとも一定程度撤廃されるならば、我々は途上国の国家貿易企業のこのような地位の維持にどのような特別の配慮が払われるべきか考える必要がある。

78. 従来議論してきた中では、2つのアプローチが考えられてきた。明確に、国内の安定的な消費者価格の維持や食料安全保障の確保のために特権を享受している途上国の農業輸出国貿易の独占権を認めること、また、この例外を世界貿易に限定的なシェアしか有していない国貿易企業にも適用すること。これは、マンデートを尊重しており、そして、実質的に世界市場においてインパクトがない企業体を除外していることから、合理的なアプローチと思われる。

#### **D. 輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険**

79. 交渉のマンデートは2013年末までに輸出信用、輸出信用保証、及び輸出保険プログラムのうち、最長償還期間が180日を超えるものとこれから合意する規律を満たさないものを廃止するというもの。ここでいう規律とは利子支払い、最低貸し出し金利、(不払いのリスク保証の対価となる)プレミアムの最低額、その他補助金に該当するないしは貿易歪曲的な要素に関するものを想定している。さらに、(規律に合致した)プログラムは自己支払いの原則を満たし、市場との整合性を反映し、商業ベースの規律を迂回することがないように十分に償還期間が短いことも必要。

#### **償還期間が180日を超える輸出信用の撤廃の実施**

80. 2013年までに輸出信用を廃止することについてのマンデートは明確だが、廃止の実施スケジュールについては検討が必要。実施期間の冒頭からすべて廃止する、というもっとも単純な選択肢もまだありうるのではないか。この選択肢か、あるいは譲許表上、削減約束がない品目については実施期間の冒頭から撤廃し、他の品目については輸出補助金の撤廃の実施と平行して行うこととする、という選択肢のいずれかではないかと個人的には考えている。当然、このような廃止実施へ向けたスケジュールは譲許表の約束を上回る輸出補助金の支出を新たに認めることにつながるものと解釈されるべきではない。

#### **償還期間が180日以内の輸出信用、輸出信用保証、輸出保険プログラム**

##### *規律の対象となる輸出融資支持のあり方及び提供者*

81. 昨年の交渉の過程で輸出信用について大きく分けて二つの考え方が表面化した。一つは、市場整合性を確保する単純なやり方として、短い自己資金調達期間を設け、認められる輸出融資手段を狭く限定することに重きをおいた。この考え方のもとでは、唯一の融資手段はピュア・リスク保証となる。

82. もう一つの考え方はより(認める融資手段は)広範で、ルール中心の考え方であり、より多くの加盟国から支持を得ていた考え方である。これは一定の制限はあるものの、ピュア・リスク保証に限らず、より広範な融資手段を認める考え方である。

83. 輸出融資の手段をリスク保証に限定しようとする提案により、輸出信用を提供できなくなる加盟国がある。しかし、マンデートには明示的に輸出信用、輸出信用保証、輸出保険プログラムに関する規律を作成することになっている。認められるプログラムをピュア・リスク保証に限定しようというのは交渉ポジションとしては妥当なものであるが、これはマンデートにそぐわない。また、個人的意見としては、直接融資支持や国家間の信用約束も含めた輸出信用に対する規律により、ここで求められている、この分野

における輸出補助金の撤廃は達成可能。

84. したがって、ドラフト・モダリティー案付属書Iの規律の対象となる輸出融資支持のあり方及び提供者の部分については、ブラケットをはずす点以外は変更は不要と考える。ブラケットをはずすことにより、輸出国家貿易企業も明示的に規律の対象に含めることとなる。輸出国家貿易企業についても別途ルールが作成されるのは承知しているが、輸出融資支持を行うことができる者をリストから外す理由が説得的に説明されない限り、外す必要はないと考える。

#### 自己資金調達

85. 効果的に商業用の規律を回避することがないよう、自己資金調達の十分に短い存続期間をどうすべきかについては、いくつかの極端な意見がある。提案されている2つの極端な期間は、1年と15年。180日の輸出信用のサイクルからも、1年は短すぎる。15年は長すぎる。實際上、これら2つのオプションは問題を単純化しすぎている。昨年の議論の中で提起された、自己資金調達を評価するための2段階プロセスを適用するという考え方を追求することがより合理的と考えられる。つまり、(a)初期段階における評価期間、例えば2年、の期間終了後に輸出信用プログラムが自己資金調達でなければ改善の処置を講じ、(b)より長期間、例えば5年、の期間終了後に加盟国はプログラムが自己資金調達で実施された旨を示さなければならないこととする、といった考え方である。

#### 最長償還期間

86. 他の分野の枠組と異なり、輸出信用の最長償還期間のセクションは例外なく180日以内ということが明白。このことは、いくつかの農産物、例えば、繁殖家畜及び農産物再生産財については適切でないが、枠組み合意はかなり明確になっている。このため、すべての農産物についても180日という合意内容を維持しなければならないだろう。もちろん、最長償還期間の180日というのはどの時点から起算すればよいのか分からなければ意味はない。様々な提案がなされたが、大部分の意見は、到着時点又は一つ以上の船荷をカバーする輸出信用の到着時点の加重平均であるべきというもの。

#### その他規律

87. 自己資金調達、最長償還期間に加え、利子支払、最低貸出金利、リスクプレミア、リスクシェアリング、為替リスクの規律が必要。モダリティー案のこれらのセクションに関連していくつかの意見の相違はあるが、これらは克服できないようには見えなかった。私は、提案があったような資金調達に関する計算についてのより進んだ規律に立ち

入るつもりはない。しかしながら、特に自己調達資金の期間にも関連することから、損失防止手段に関する規律は必要かもしれない。

### 特別かつ異なる待遇

88. 特別かつ異なる待遇において我々が考慮すべき要素は2つある。1つ目は輸出信用を供与している途上国に関するもので、2つ目は輸出信用を受けている途上国に関するものである。

#### *LDC、食料純輸入途上国*

89. マンデートによれば、輸出信用に関する規律に対して、LDC、食料純輸入途上国のために適切な措置を行うことが求められている。これと関連した問題というのが、国際的な食料援助や商業的な輸出信用、優先的な融資の便宜によってカバーできない特例的な状況下で、どのようなルールが、もし適当なものがあればだが、適用されるべきであるのかということである。

90. 実際そういった特例的な状況は過去にもあったし、今後もあると思われる。このため、こうした状況に適用できるより柔軟な条項が付与されるべきである。私の意見では、最も現実的な方法というのは、輸入をする途上国が要請した場合に輸出融資の取り決めを許可し、全ての輸出国がこれに対応する機会を持てるよう全加盟国に通知することである。こうした要請に対応するためのあらゆる輸出融資政策については、詳細が農業委員会に報告されなければならないだろう。

91. 輸出途上国が供与する輸出信用については、より長い実施期間が与えられるだろうが、マンデートにおいて、本期間の終了後も輸出信用のための償還期間が180日を超えて良いとは示されていない。ただし、他の規律において、自己融資の期間や最低利率、保険料およびリスクシェアリングの条項については、より柔軟な条件が適用されることを提案する。

## IV. 市場アクセス

### A. 階層方式

92. 私はここで、先進国について4階層、階層の境界はG20提案のものによるという作業仮説を使っている。また、各階層内の削減方式はリニア・ベース方式とするという仮説を用いて作業を行っている。

93. 階層内の削減率について、既に作業仮説と呼べる何らかの根拠となるものを持つ

ているとは考えていない。しかし、少なくとも私にとって、物事は次第に明らかになりつつある。第1に、一般論としてEU提案を下回る水準のどんなものも、コンセンサスを得ることにはならないと言う必要があると感じている(これは既に口頭では発言しているので何ら新しいことではないが)。それゆえ、私の考えでは、「重力の中心」は、一般化を目的として述べると、先進国の削減率で、米国の立場とEUの立場のちょうど中間に位置している。最後には、この両者(米国、EU)のどちらの立場も実際に適用されることはないであろうという合理的な推測を、交渉のここに至って付け加える。どんな公平な観察者であれ、「重力の中心」はこれらのパラメータの内側のどこかにあるか、あるいは全くないかという予測を行うと私は考えている。

94. 第2に、他の論点を導くことになる最も重要な論点は、最上階層の削減率がどうなるかということであり、この点について、公式には60%(EU)と85%(米国)という差が残っている。私は、この点について加盟国の懸念が極めて強く、全く動く余地がないとしていることも良く知っている。私は、特別の見識が無くとも、最後には加盟国が動くという見方をせざるを得ない。また誰かは上の水準に動き、誰かは下の水準に動かなければならず、そうでなければ合意は成立しないという予測も敢えて行う。とりあえずの現実的な方針としては、最上階層の削減率が設定されれば、他の階層の削減率は概ね比例的に決まってくるのではないか。また、最上階層の削減率は、重要品目の乖離がどうなるかの問題と切り離しては決められないし、決められるものでもないと考える。

95. 一般的な「重力の中心」を述べた上で、幾つかの加盟国で生じる不平等の問題への対応の必要を排除しているわけではないことを指摘したい。この点は特に、最上階層の関税の状況評価から導かれるものである。高い階層に属する関税がより多いのであれば、それだけ自由化しなければならない必然性も高いという考えを持つ者もいるだろうが、完全に異なる水準のインパクトを与え得るということも無視することはできない。ほとんどの先進国は、最上階層に属する関税が10%未満。不平等に関する規定は、明らかに事情の異なる場合に適用され得る。例えば、G20提案の境界75%として、最上階層に25-30%より多くの関税が属する場合に、この規定は適用され得る。

96. しかし「ただ乗り」を許すわけにはいかず、慎重に調整された柔軟性として提示されるべき。以下に述べる重要品目の取扱いによる方法が考えられ得る。

97. 枠組み合意に則れば、全体平均削減率を決める必要はないが、URでそうであったように、最終的に明確な数字とすべきかどうかについて議論する準備が整っている。

最終的には階層ごとの削減率が問題であり、単独では決められないもの。もちろんこの論点は、その他の論点以上に各加盟国がカードをどのように切るか注意深く検討している論点である。他の論点でそうでなかったとしても、少なくともこの論点については、私が何を言おうとも全ての加盟国から反対を受けるであろう。従って、その理由だけをもってしても(間違っていたら修正できるよう)。各加盟国は私の考えるところを知る権利があろう。

98. 平均削減率の「重力の中心」は、米国と EU の間にあると考える。1つ正確で数学的な数字に翻訳することはできない。それは数字として少々のずれが起こり得るという理由だけではなく、多くの技術的な問題(重要品目を計算に含めるか、タリフライン・ベースとすべきか否か等)により絵が見えにくくなってしまふからである。しかし、少なくとも「交渉の範囲内」ということが言えることが重要と考える。まさに平均削減率で50%超のものを結果とすることが「交渉の範囲内」なのである。もちろん、農業交渉の他の分野で、あるいは他の交渉分野で何かが起こらないことによって、それより下の数字になることもあり得るかもしれない。しかし、率直に言って、私はこの数字(50%)を大きく下回ることはないだろうと見ている。他方、その数字をどれだけ上回るかは、今後の交渉次第であろう、米国が現在要求しているものよりは低いというのが私の見方であるが。

99. 途上国の削減率については、未だ「重力の中心」は、過去に発言したように「2/3」削減にある。もちろんこの数字は人によって異なる意味を持つ。しかし遅かれ早かれ決めなければならない。ある人々は階層内削減率は2/3で、階層の境界も異なるものとすべきとの堅い意見を持っていると承知しているが、実際の結果としては平均で2/3から大きく離れたものをもたらすこととなる。

100. 以下のことを実際の方法として試してはどうか。第1に、最低限のターゲットとして、全体の結果として数字は、先進国の平均削減率の2/3。そのターゲットを達成するためには、途上国は同じ境界を適用し、階層内の削減率を2/3とするのが望ましい。しかし、もしこの方法によって全体の削減率が先進国の平均の2/3よりも大きくなるならば、途上国は階層内削減率は2/3を維持したまま、全ての階層の境界をある固定されたパーセンテージ(不透明な扱いを避けるため固定されたものとする必要)だけ、全体が2/3になるよう、変更することができる。どんな場合でも、階層は G20 提案より上にはいかないものとする。

101. これは、もちろん他の多くの提案(小規模経済国、新規加盟国等)や、後に述べる途上国に対する不平等への対応のコンセプトによって補完されるべきもの。



## B. 重要品目

### 選択

102. 私は、TNC (貿易交渉委員会) に対して、タリフラインの最低1%、最高15%までの提案に開きがあると報告している。公式にはこの開きに変わりはないが、率直に言って、一般的な「重力の中心」は、実際のところそれよりも取れんがあると考えている。1%よりは確実に多く、5%を超えないものであると、私は推察する。これは全ての先進国に適用されるものなのか、あるいは最高階層の削減率を通じて不平等なインパクトを受ける国は別扱いとするのか、という問題は残っている。この点に対応するための具体的な提案を以下で提示する。

### 取扱い

103. 初めに、重要品目の削減率の乖離に関する「重力の中心」は、 $1/3$ と $2/3$ の間のどこかにあると考える。最上階層60%削減の $1/3$ は20%削減である。最上階層の削減が、それより低いということは受け入れられないだろう。また85%削減の $2/3$ は56.6%削減である。最上階層の削減がそれより高いということも受け入れられないだろう。

104. もしこれが最終的な乖離の幅に近いのであれば、最高/最低の乖離に対応して、TRQ 拡大が、大きく/小さくなるという原則に対するコンセンサスも出てくるだろう。

105. 関税削減/乖離と TRQ 拡大幅については、その野心の水準に未だ明確なギャップが存在する。しかし削減率/乖離は数字を設定するという問題であり、私の感が完全にはずれていないとすれば、合意を得ることが不可能ということはないだろう。しかし、状況を不必要に難しくしてしまっているのは、我々が TRQ の要素について、共通の構造さえ欠いた状態にあることである。

106. 今我々が必要としているのは、この点について作業を行うための構造を得ることである。そのことが野心の水準を決定することを保証しはしないが、数字のトレード・オフ(ギブ・アンド・テイク)を議論すべき時が来た際に数字についての直接的な交渉を行い易いような構造を見つけることを目的とすべきである。

107. まず初めに、TRQ 拡大に関する各国の現在の立場が、議論の出発点であることを強調する。以下に提示する案は、使用可能なモダリティと呼べるものではない。消費量ベースとするか、輸入量ベースとするか、現行枠ベースとするか等については、明白に異なる意見が存在する。私はこの点でも立場を明らかにせず、それぞれの立

場は交渉のテーブルに残っている。当分の間、未解決のものとして残しておく。しかし、ここで私が提示するのは、少なくとも我々が共通の言語によって会話することを可能にする、「結果の記述(outcome description)」に関する構造である。これは「結果を評価する(evaluate outcomes)」ためのものであるが、それ自体が結果に至るためのモダリティではない。実際に、どのベースでも必要に応じてこのアプローチの中に取り込めると考える。

108.我々が「結果を評価する」方法として、概念上の「限界的なケース」から始めたい。これは、(認められた最大の柔軟性の下での)関税削減を行ったとしても、関税削減によっては何ら貿易の流れが生じないケース。概念的に述べれば、このケースの「論理」は、最小の関税削減が、TRQ 拡大の数値によって「最大限の」「補填」がなされるというもの。理由は単純で、これが実際の貿易の流れが生じる唯一の方法ということ(注2)。

(注2:もし関税削減が何ら貿易を許容しないのであっても、それは仕方がないという考えを持つ者もいるだろう。しかし、それではどうやって実質的な改善の達成というマンドートを満たすのかについての説明を誰からも聞いたことがない。いずれにせよ、これは本質的には学術的論点であろうと考える。なぜならば、貿易の確保を望む者は、より大きな関税削減を主張するので、その場合回り回って関税削減を(再び)議論することになるからである。そのような議論では、いずれにせよ我々はどこにもたどり着くことができない。)

109.概念的に、これを「第 1 の場合」とする。一般的な関税削減と乖離では、削減後の関税で貿易が生じないという場合である(注3)。この場合には、「標準」の TRQ 拡大が課される。(国内消費量に対する割合割合として:)例えば X%とする(注4)。

(注3:もちろん実際問題としてどのようにそれを確かめるかという、重要な実証上の問題が存在する。それは究極的には削減前関税、国内価格、価格弾性値、需要と供給の交差弾性値等がどう機能するかの問題である。議論は可能である。それをどのようにモデル化し代替するかについての具体的な考えを用いた提案はある。詳細な手法についてここで決着をつけることは提案しない。重要な点は基本的な概念としての枠組みについて決着を見ることである。)

(注4:もちろん、最終的にスライディング・スケールの要素に合意する場合(私はそうなると思うが)には、この数字は上にも下にも調整され得る。この調整は他の乖離の幅の場合でも適用され得るが、ここでは単純化のために「1つの」TRQ の場合について述べている。)

110.しかしこれが対応すべき唯一の(あるいは最も頻繁に起こる)場合ではない。最大限の柔軟性が使われたとしても、MFN 関税を超えて輸入が生じる場合がある。その際の議論は、加盟国が目一杯の TRQ アクセス(これは、TRQがなければ輸入は生じないであろうという観念上のケースでの数量)を提供し、その上で更にMFN 関税の壁を越えた輸入にも対処しなければならないのかということになる。

111.ある人は、「そういうものだ」と言うだろう。しかし、我々が凝り固まった意見を単に交換するのではなく、交渉をしたいというのであれば、扱わなければならない実質的な問いかけがある。これら2つの立場を区別する良い(ただし非常に複雑ではない)方法はあるのだろうか。これまで聞いた中で5分以内に説明が可能な唯一のもっともらしいと思われる方法は、既に MFN ベースで十分な輸入が起こっているか(例えば消費量のy%超)ということである。輸入が既に十分にあるということは、他の条件が同じであれば(もっとも、条件を同じにするにはなかなか困難な状況ではあるが)、どのような関税削減であっても輸入は更に増える傾向を示すと考えられる。

112.もしこのロジックに賛同が得られるならば、TQ 拡大率は「標準」の拡大率に比べて緩和されたものとされる。概念的に、これを「第2の場合」とする。輸入が既に国内消費の(例えば)y%を超えている場合、求められる TRQ 拡大は標準の拡大の(例えば)2/3まで縮減する(注5)。

(注5:これはもちろん「標準」の立場を逃れるための方法としてだけ導入されることを意味するのではない。それを妨げるための幾つかの方法がある。例えば、標準の場合に必要とされるものと同等の量だけ輸入が全体として拡大されないのであれば、翌年その標準の輸入量の拡大を TQ を通じて保証する最低限の約束を求めるという方法も規定し得る。)

113.さて、ここで良い表現ではないが、「公平性」とでも呼ぶべき問題が生じてくる。ある加盟国は実際に TQ 品目に対して相当程度の TQ アクセスを与えてきた一方、どんな理由であれ少なくともそれと同等の出発点には立っていないような加盟国も存在する。全ての先進国に固定されたパーセントによる標準的 TRQ 拡大を与えることは、永久にそのような不公平を残すこととなるとの議論がある。

114.もしこのようなことが存在し、純粋に事実上の問題として、出発点がある程度変動し得るものであるならば、救済措置を純粋に構造的な問題として考えることはそれほど難しくない。私の理解では、議論は、MFN ベースの実質的な輸入がないか(もしあ

るならば、「第 2 の場合」に分類されるので、何ら特別な例外措置の対象とはならない)、既存の TRQ レベルの実質的な輸入がないかという場合に関係するものである。

115.これは「第 3 の場合」である。輸入量が特に小さい場合。この場合、輸入が最小の(例えば)z%の境界を下回る時、その境界まで輸入を引き上げること、あるいは「標準」輸入を受け入れることのどちらか大きい方を行わなければならない(私が知る限り、この境界まで輸入を引き上げることが、標準輸入を受け入れるより「大きく」なる場合は、実際のところ多くないと考えている。)

116.これは、TRQ の下で比較的「大きい」水準の輸入を行っている場合にも同様に適用すべきだという議論もある。これは以前の参照ペーパーで「先細り」の場合として触れたものである。解決策は構造的、技術的に複雑なものであるべきではない。1つの方法は、国内消費量の比率で上限(ceiling)を設け、それに達した場合には、加盟国はそうでない場合に適用されたであろう TRQ 拡大の量から減ずる権利を有するというもの。論理としては、その上限の境界は、第 2 の場合に設定された MFN ベースでの実質的な輸入の有無を決める水準と同等のものとすること。その同じ輸入割合を超える輸入(この場合は TRQ での輸入)が水準となる。

117.これは「第 4 の場合」である。TRQ の下での輸入が既に大きい場合(例えば国内消費量のy%超)、TRQ は「標準」比率の(例えば)3/4とする。

118.もし特別品目[訳者注:「重要品目」の誤りか。]の数や、関税の削減の水準が比較的容易に合意されそうであるならば、これら全ては比較的是っきりと言えるだろう。もっとも、関税削減は、最高階層の削減との関係では特に重要であるが。

119.しかし、先に予示したように、他の国にとってバランスの取れた結果が、ある先進国では不平等な結果になるという考えがある。そこで、2つのオプションがあるように思える。1つはそれらの加盟国が歯をかみしめて耐えるという方法。

120.もしそうでないならば、それは、対処すべき不平等の問題があることに加盟国が納得したためであろう。その場合、問題はどのような構造が適用可能かどうかということとなる。

121.問題解決のための1つの方法は、合意されたものよりも多くの数の重要品目を指定する権利を与えることとすること。しかし、これには「不平等」があるかについての妥当な「テスト」を設定し、その基準により発動されることが必要。1つのオプション

としては、ある加盟国が他の加盟国よりも不平等の度合いが大きいことを判断するというもの。直接的な方法としては、関税削減が最大の場合、つまり最上階層において、より大きな打撃を受けるかどうかということが候補になり得る。例えば、タリフラインの25-30%超が最上階層に属する加盟国に限定するという方法。

(注6：関税構造がかなり違うために、例えば、8桁でなく6桁において絶対数に大きな違いがないとすれば、加盟国で不平等な扱いが生じてしまうような場合への考慮が必要なケースも存在する。)

122. その場合、加盟国はいくらか多くの数を重要品目に指定する権利を有する。しかし、特別な事情に対処するために柔軟性が与えられるならば、他の部分でバランスを取る必要がある。多くの数の重要品目を得るその代替として、「標準」のケースよりもいくらか大きな TRQ 拡大をしなければならない。

123. これを「第5の場合」とする。加盟国がその関税の25-30%超が最上階層に属している場合、(例えば)1/3多くの重要品目を保有することができる。ただし、このより大きな柔軟性とのバランスを取るために、標準のコミットより(例えば)1/3多くのTRQ 拡大をしなければならない。

### C. 上限関税

124. 上限関税の問題に何ら加えることはない。

### D. 特別品目 (SP)

125. 私の考えでは、各国の現在の立場は遠く離れているという状況にあり、そうでないと装ってみても仕方がない。私の考えでは、このことは、ここで新しい領域に入ることを試す意義がそれだけあるということ。古い領域(すなわち、現在の各国の公式的立場)は、すべてよく知られたものである。しかし、率直に言うと、それらの立場では物事は動かない。そして、皆が、そのことを知っている。そうであれば、我々には、動きをもたらすであろう何かを試してみる以外の選択肢はないのではないか。私の考えを明らかにさせてほしい。客観的に言って、この問題は、実は我々の問題の中心事項ではないという基本的な考えを持ち続けている。客観的に言って、交渉上ずっと重要な分野が他に存在する。そして、それらの分野が、まさに物事を成立させるか、壊すかを決定すると言い表せるものなのである。しかし、それは、すべての交渉がこの(SPの)問題によって沈没することはないということの意味するものではない。1銭のタールを惜しむことによって船舶全体が失われる危険性があるという古い諺を思い出すだろう。率直に言って、船が、この(SPの)問題によって沈むことはとても滑稽であろう。そして、それを

引き起こす必要はない。我々は、ここでそんなことを起こさないようにする責務を負っている。この問題を解決する方法を見つけようではないか。私は魔法のような解答を持っていないが、私はそれぞれの個別の塹壕から出てきて欲しいのだ。そのために、私は思い切って以下の論点に対する反応を探ってみることとする。いくつかの部分では、私が字義に厳格であることがわかるだろう。そうすることが好きなわけではないが、これまでこの論点に関して多くの字義的な解釈を聞いてきており、このような傾向に自らも乗っ取って、私の意図するところについてある程度の長さの説明をしなければならないと感じている。

126. 第1に、我々は、数について対処することを運命づけられている。私が知っている限り、数は、交渉プロセスのこれ程後の段階になってすら、真剣には議論されていない。しかし、もちろん議論は起こり得る。そして、これが我々のやり方であるならば、我々全てにとって上手くいく数字について収れんが得られるまで、ボーっとただ座り続けることになる。私がそのような議論が自然と起こってくることに懐疑的であるということについて、容赦して欲しい。私がこう考える理由は単純である。何ら基礎的な部分に変化が見られない状況下、これまで何も起こらなかったことについて、明日、明後日に何らかの奇跡的な出来事が起こると信じる理由が見いだせないからである。言い換えれば、そのために準備されているという真剣な兆候は何も見出せない。

127. もし議論は起こり得るとするのが本当に我々のやり方であると信じるなら、終盤の駆け引きの交渉をする状況に我々を導くために、今、その議論が起こる必要がある。それは何なのか？ 申し訳ないが、他の論点同様、現実から目をそらすことを勧めることはしない。随分と以前に明らかにしたのでご存じだとは思いますが、「最低でも」タリフラインの20%にするという立場が最終的に受け入れられるとは信じていない。また、さらに言えば、私は、「3か4」にすべきであると言う代案が受け入れられるとも信じていない。数についての事実上の合意のゾーンは、数についての決定があるとする(2004年の枠組み合意の私なりの読み方では、そのことについて当然の必要性が明確である訳ではない。)ならば、この議論に中立な人々にとっては、明らかに相当狭いものとなっている。しかし、私が「事実上の」と言ったのには理由があり、誰かが本当にこれについて話をしているという証拠(純粋な二国間での議論で何が行われているのかについては知らないが)は何ら有していない。

128. 先進国の(標準的な)重要品目に係る大まかな重力の中心は、1~5%の間のことかであると確信している。厳密に言えば、重要品目と特別品目の間に、数値に何ら関係はないが、政治的に、特別品目は、単純に重要品目よりも大きくする必要があると

考える。それで、それは5%より上である。どのくらい上なのか？他の論点以上に私は推測を働かせているが、重要品目が1～5%の間であるという前提で、特別品目は5～8%の間であると見ている。もちろん、ある条件が整えば、重要品目として使われなかった分を一定の割引をした上で特別品目に上乘せするというような方法で、重要品目と特別品目の両方を足し上げた共通の数を設定できるであろう。私はそれに関するいくつかの考えを非公式に聞いている。しかし、何も真剣に議論してはいない。そうは言っても、いくつかの加盟国にとって、数字を正当に高くする必要があるに違いないことが完全に想像できるし、実際問題として、加盟国にとって問題とならないであろう。ここで、我々は「誰にでもあてはまる解決策」のアプローチを試みることの根本的な問題に直面している。しかし、もちろん、もし我々がこの課題をバスで蹂躪しなければならないのであれば、(そしてあなた達がそのように決心したのであれば)、そのバスの番号は何かという私の最良の推測は、その範囲のどこかにしなければならないだろうというものである。

129. 現在、加盟国は皆、私の認識に反対する資格を十分有している。しかし、加盟国はまた、もし交渉の議論がこれらのパラメータの周辺にないというのであれば、交渉期間中に、一体どのように我々が結論に至るかについて、私に説明する必要がある。これらの領域に立ち入ることすら怒りの声を引き起こすなら、私は、現在、極端なものとしてテーブルの上にあるものは、合意のベースとしては決して受け入れられないということと言わざるを得ない。そして、もし、私たちがモダリティを確立するために2, 3ヶ月又は2, 3週間しかないことが本当ならば、(助走をつけたスタートではなく)直立姿勢からのスタートからそれを実現するということは、交渉上ありえない。私たちは歩を進めなければならないだろう。私は数字について目に見える動きをすべきだと言っているのである。もし、動き始めることさえできないのであれば、我々は少なくとも次の点について正直でなければならない。我々は事実上特別品目の数字について決して交渉を行うことはない(なぜなら、実際にどんな数字であっても、討論の一方の者には「高すぎる」ものであり、もう一方にとっては「低すぎる」ものでもあるということが、実際我々が現在置かれている状況である)か、又は私たちがこれについて全く合意に達することができないかのどちらかである。

130. それで、数字に動きがないならば、私たちは他の要素にさらに重点を置かなければならないだろう。私はこの問題に対処すべく二国間交渉が行われているのは承知しているが、このことで交渉上の難問を解決することができるか、ましてどのように解決するか、について判断するための信頼できる根拠は持っていない。おそらく、もし、十分な数の関心国が二国間の理解を通じて互いに満足することができれば、もはや問

題は存在しない。もし、これが「水面下で」実現できるのであれば、おそらく、数字に関する一般的な問題は、机上のものになるであろう。自らの品目がすでに手当されているのであれば、議論への参加者は一般論としての数字によりリラックスすることができるだろう。議長として、そのような方向にプロセスを固めることを、決して妨げることはできない。

131.しかし、私は、このような考えには希望的観測が働いているとしか思えない。言い換えれば、起きていることを直視する必要性を強調することが必要である。4つの要素について強調したい。第1に、真の交渉とは品目が特定されたレベルで行われるものだから、一般的なアプローチが使われている以上、交渉のロジックとしては、我々は領域の最も上の方に向かってしまう。それでは、私の予想よりもおそらく大きな数字になってしまうだろう。第2に、プロセスは透明性があり、包括性のあるものでなければならない。利害を持つであろう全ての者の関心が処理されるべきであり、そうでなければ外部者によって大きな問題が引き起こされるだろう。この問題を多くの加盟国が意識していない。このことは理解しがたい。第3に、全ての結果は単純にMFN ベースで行われるべき。WTO整合的か否かに関係なく、特定の国に特化した合意であれば加盟国は全体としてそれを受け入れないことは明らかである。第4に、我々全てが目指すと言っているタイムフレーム中に仕上げるために、数週間のうちこれらを取扱いを受ける品目について、テーブルに載せられるべき。現時点で、かなりの進展がなされていてしかるべき。そうでなければ、必要な作業をするための時間が足りないことに気づくべき時が来ている。

132.香港閣僚宣言では、品目の自己選択はインディケータによって導かれ、そのインディケータは基準に基づくものであることが明確化された。ガイドたるもの(この場合「インディケータ」)、どこに行くかを示さなければならないし、それは経路について説明できなければならない。適切なガイドは、読者にとって、明瞭であって、使いやすいものでなければならない。また、それは透明でなければならない。つまり、使用するに当たり、客観的に、そして、本質的に明瞭でなければならない。ガイダンスを提供するのはインディケータそれ自体であり、補完的な解釈を他のものに求めるようであれば、それはガイドとしての機能を果たしていない。ガイドブックの中で筆者が、ジュネーブを見て回る方法は知っているが、読者に地図は提供できないため、タクシー運転手(仮に捕まればの話だが)に道を聞くように、と記してあったらガイドブックは即座にゴミ箱行きであろう。我々のケースでは、基準に基づいた、特定の種類のガイドを手にする事となる。もしある物が、別のものに「基づいて」いるならば、しっかりと根を張る必要がある。つまり依存の関係にある。それは、単なる「あいまいな関係」又



は「接続」、あるいは「ゆるい連関」というものではない。それは明確な合理性を示すことができなければならない。より散文的に述べると、これらの「インディケータ」が名前にふさわしくありたいのであれば、その論理的根拠を透明に、かつ、客観的に、そして分かりやすい形で示さなければならないということである。

133. 何かがインディケータであるために、少なくとも経験主義的な観察や、合理的な検証に耐えうるものでなければならないという結論に達する。一般論として、我々は、透明で予測可能なものを求めるべきであると考えざるを得ないが、この特定の状況では特に適切であるように思える。上記に基づけば、少なくとも、国際的に認識された情報ソースを活用した、容易に立証できるデータを用いるインディケータが適切であるとの考えがあつて然るべきである。もちろん、国際的に認識された情報ソースがない場合もあるだろう。しかし、加盟国は、国際的に認識されていないとしても、国内データにアクセスできる。しかしこのようなデータもシェアされ得るもので、本質的に公的に存在するものであるべき。このような検証や透明化作業に耐えられないものは、有効なインディケータとは呼べないだろう。

134. 次に取扱いについて。何が合理的な方法なのかについて見極めるためには、枠組み合意に立ち戻らなければならない。第1に、平明な言葉は重要であると考え。 「これらの品目はより柔軟な取扱いの対象となる。」決して「これらの品目は関税削減の対象外とされる」とは書かれていない。本当に枠組み合意でそのようなことを加盟国が書きたかったのであれば、加盟国は如何に書くべきかを知っていたと疑いなく分かる箇所が、実際に4パラ後にある。LDC に対して「削減約束の対象とならない」と書かれていることを思い起こすだろう。しかし、枠組み合意は、特別品目に対してそのようなことは言っていない。関税削減の必要がないとは言っていない。削減約束が、一部の品目にとって必要とされないとさえ言っていない。逆に、特別品目は「取扱い」を受けると言っている。もし対象外であるならば、あらゆる取扱いの対象外であるはず。しかし特別品目は事実「取扱い」を受けするのである。このように解釈すると、一切の取扱いの対象外とされるということは、枠組み合意の単純な言葉と合致しないということとなる。「取扱い」という単語は、単純な英語によれば、これらの品目について何かになされるべきという意味を持つことは明白。起こるべき何かということが問われており、それが「取扱い」なのである。パラ39にははっきりと、関税削減フォーミュラ及び実施期間と書かれている。つまり、それこそが特別品目としての「取扱い」なのである。取扱いという単語に意味が与えられるとすれば、これらを特別品目に対して適用するということであり、そこから完全に離れることはできない。むしろ、取扱いが「より柔軟に」と書かれていることを自分なりに訳すと、関税削減と実施期間が柔軟に適用されるということ。これは全く何も適用されないということとは本質的に異なる。

135.そこで「柔軟性」とはより具体的には何を指すのかという合理的な解釈について自問自答している。それは標準の立場との関係性においてのみ評価できるだろう。もちろん我々は未だ「標準」とは何なのかについて決めていない。しかし、様々な重力の中心がどこにあるのかについて示してきたので、それらの重力の中心を仮説とし、それらとの関連で考えてみたい。

136.途上国にとって、重力の中心はおおよそ2/3の削減(様々な不平等なインパクトに対する適切な許容幅を含む)であるという点が、それほど間違っていないとするならば、特別品目に対する柔軟性は、数字のパラメータとしてはおおよそどれくらいになるだろうか。まず初めに、柔軟性というコンセプト自体は、多様性という要素を示しており、固定されたもの、1つのものが全てに適用されるというようなものではない。同時に、それは予め決められない程に伸縮自在というものであってもいけない。それゆえ、幅、つまり最低と最高を提供する何らかのものを求めるべきであると考え。「最高」というのは既に明らかであって、基本的な階層削減方式が適用される場合に求められる関税削減率のこと。それは、いずれにせよ階層と削減率によって決まるもの。他のものとは違い、各階層と各削減率の全てにそれぞれ異なる「最低」の「影の数字」を設定することは実際的でない。そのような固定されたものは、柔軟性というコンセプトと相容れないものとなる。必要なことは求められる柔軟性に応じた調整をするための外辺のパラメータを与える底を導くことだと考える。そのような底とは何であろうか。

137.精緻な議論ではないが、私の大ざっぱな考えは、どの境界と階層になろうとも、予想される関税削減率は、現時点で少なくとも20代半ばから30代にかけてのものとなるだろうということ(つまり、所属階層によるものであり、また、2/3条件を基本的原則として適用可能であることを前提としている)。従って私の大ざっぱな考えでは、先進国の標準の場合との関係で真の柔軟性であり、しかも意味のある取り扱いであるような底とは、10-20%の間のどこかとなるだろう。

138.それが幅となり得るものと見なす。階層方式下で適用される関税削減率から実質的に関税削減を小さくする調整をする自由はあるが、しかし少なくとも最低削減は行わなくてはならない。何が意味があるかについての私の予想では、最低削減率は、10-20%の間のどこかで見なせるゾーンになるのではないか。加盟国はもちろん、そう選択するのであれば、それより高い数字にしても良い(階層方式よりは少ない数字ではあるが)。

## **E. 特別セーフガード(SSG)**

139. 今後もSSM(訳者注:SSG の誤りと思料)が継続されることが合意された場合には、少なくとも、SSGのカバレッジは非常に削減されたものとする必要があるであろうと考えている。

### **途上国の市場アクセスに関する最終案**

140. 私が上述した内容は、どれほど難しい決断が残されているかということを示している。枠組み合意に合致し、かつ交渉可能なものを予言しようという試みに自分が最大限努力した結果を反映している。すでに話したとおり、もしこの案が受け入れられなければ、他のどのような案も受け入れられないということは明らか。だから、加盟国は新たな案を模索しなければならないし、そうでなければいかなるディールもできないだろう。もちろん、他の事項においても同様である。

141. しかし、私は思い切って意見を述べたい。提案をするわけではない。時間が押し迫っている状況であり、考え直すのであれば、今しかない。よって、再考すべき案を捨て去るのであれば今捨て去るべきで、我々自身で決めた範囲内で交渉を進めることをここではっきりと受け入れよう。

142. 私の意見とは、以下のとおり。枠組み合意の中で、我々自身が物事をあまりに複雑にしてしまったがために、今困難に陥っているのではないかと時に思う。枠組み合意の時には、途上国にも適用されるように、階層方式の「整合性」を維持しようと熱心だった加盟国もあった。しかし、それは過去の状況とは大きく変わることを意味し、最終的に合意されたものとはいえ、代償として、枠組み合意に反映されている相当の条件が必要となり、それらの代償全ては、階層方式を途上国にも適用しようとするあからさまな熱意を相殺する実際上の効果(または目的ともいえるかもしれないが、目的などどこにもない。)を持つ。興味深いことには、「階層方式」は、先進国にとっては、(思い切って言えば、)スイスフォーミュラそのものでは合意に至らなかったことに対する残念賞のようなものだ。途上国向けの階層方式が枠組み合意されたことへの固執は、実際には、「少なくとも」階層方式で合意したいという心理的欲求、及び、階層方式が途上国にも原則採用されなければ、階層方式自体の合意がより難しくなるとの認識と、より関連が深いのではないかと個人的にはむしろ思っている。

143. 階層方式が信条のようなものである一方で、皮肉にも、当時の主要な提案国が期待したとおりには、先進国間でも階層方式の効果は決定的なものではない。これは、立場の開きが収れんしてくるとしても、ますます重要品目(sensitives)が交渉の成功を左右し、当時よりも、平均の関税削減に多くの関心が示されるようになっていくとの

認識が広がっているということ。誤解してほしくないが、階層方式は、既にそこにあり、与えられており、先進国に関する限り、(現在も)将来的にも、尊重されなければならない。

144.私の真の目的は、手遅れになる前に、途上国に関して尋ねること。我々の現状を踏まえると、階層方式は本当に途上国に適用して決定的効果はあるのだろうか。なぜなら、階層方式を天秤の左側にかけて、あらゆる問題が右側に山積する、という状況にある。多くの加盟国、もしかしたらどの加盟国も、何を与え、何を受け取れることを期待しているのか具体的には実のところ理解していないように思われるような状況になってしまっている。繰り返しになるが、誤解しないでほしい。枠組み合意が書かれているとおりにすること、それが我々のすべきことなのだ。そして、その方法を尊重しながら、上述のことを述べてきたのだ。しかし、想定できるどのようなシナリオでもこれが機能しないのであれば、皆にとって実際に機能しかつ、ドーハ宣言に基づき達成しようとしていることと整合性を保つことが他の方法でできないか、最後にもう一度考える必要があるのではないか。現在一部で検討されている国内支持における黄と青を組み合わせるという考え方自体もそもそも枠組み合意にないもの。

145.よって、加盟国が望むのであれば捨て去ってもよいような急進的な考えを一つ提示したい。実は、全く異なる対応が適切なのではないか。階層方式の議論を止め、複雑な柔軟性、3分の2の比例性、全ての特別品目に関する議論を止めてはどうか。これら全ては、交渉のこう着状態とバランス確保の複雑さの中で、複雑で煩雑な作業を雪だるま式に大きくする。とにかくより簡単かつ直接的で、とりわけ明解なものに向かうべきだ。それは、誰もが自分たちが何をしているのか理解し、また、率直に言って、途上国の多くが現実の世界の動きの中で起きていることを踏まえれば何とか達成できるであろうという内容だ。例えば、全ての階層や比例性を省略し、途上国がタリフライン毎に一定の最低限の関税削減(当然、この削減は、平均削減目標値より十分に低い。)を実施することを条件に、途上国が望む方法で全体の平均削減の目標を達成するということである。この方法は、ウルグアイラウンドでは先進国について、これで十分であった。今回のラウンドでは、途上国についてはこれで十分なのではないか。そして、この方法によってすら、不平等な影響を受ける途上国もいるであろうが、これに十分に対応する規定を認めればよい。前回ウルグアイラウンドで用いられたフォーミュラは、私には、今回、途上国が実際に用いるのに悪い候補のように思えない。

146.私は努力しないといけないからやっているだけ。あなた方が「NO」と言えばそれに従うだけだ。しかし、そうだとすれば、これまでの議論に後戻りしてしまう。それが本当

にあなた方の望むべきものであるのかを確認したい。